



不妊治療助成事業について

問／福祉事務所子育て支援係
☎72-1123 (内線505・508・527)

保険適用が拡充されたことに伴い、助成内容を見直しました。

①特定不妊治療・男性不妊治療

3月31日以前に開始した、年度をまたぐ1回の治療については、これまでどおりの助成となります。

県の助成を受けた後、3カ月以内に市へ申請してください。県の給付決定通知書や受診等証明書(写) などが必要となります。

4月1日以降に開始した治療については、③の内容での助成となります(県による助成はなくなります)。

②不育症治療

これまでどおりの助成となります。県の助成を受けた後、3カ月以内に市へ申請してください。県の給付決定通知書や受診等証明書(写) などが必要となります。

③4月1日以降に実施した不妊治療

治療に係る自己負担額のうち、不妊原因を調べるための検査費(上限3万円/年度)、保険適用の治療費(上限5万円/年度)を助成します。

申請書は窓口で記入できますが、医療機関の発行する領収書や「不妊治療受診等証明書」などが必要となります。治療終了後6カ月以内に申請してください(治療途中でも申請できます)。

高額療養費制度の対象となる可能性がありますので、事前に各医療保険機関窓口にて手続きを済ませておいてください。

※助成には条件があります。詳細については、市公式サイトに掲載しておりますのでご確認ください。その他ご不明な点などがありましたら気軽にお問い合わせください。

※3月31日以前に実施した一般不妊治療についても、これまでどおりの助成を行いますので、早めに申請してください。

●母子手帳アプリ「くしま子育てアプリ」の運用を開始しました

6月中旬より、母子モ株式会社が提供する母子手帳アプリ「くしま子育てアプリ」の運用を開始しました。

妊娠中のお母さんや子どもの成長の記録、予防接種のスケジュール管理などができる便利なアプリです。本市からの情報を受け取ったり、祖父母などと共有もできる育児日記などの機能もあります。

ぜひアプリをダウンロードしてご活用ください。

※健診や予防接種の際などは、引き続き、紙の母子健康手帳も必要となります。



子育て INFO

『子育て中のお悩み相談』

子どもには強くたくましく育ててほしい、と願う親は多いと思います。

そう願うあまり、わが子が自信なさげにしていると、つい、突き放したり、激しく叱責したりしてしまうことがあるかもしれません。厳しく育てる方が、強い心が育つようなイメージがありますが、しっかりと安心感が得られない状態で、失敗が許されない緊張した状態が続くことは、子どもを萎縮させてしまい、自信を失わせてしまうことになってしまいます。

「それでいいよ」と、ありのままを認めてもらえる安心できるのは、大人も子どもも同じです。心からの安心感を得られた子どもは、自信を持って、新たなチャレンジに向かっていくことができます。少しの失敗であれば、厳しく叱るよりも、「それでいいよ」と言ってあげる方が、自信を持った強い心を持つことへの近道かもしれません。

予防接種

日本脳炎ウイルスは蚊を媒介して人に感染する病気です。

日本脳炎ワクチンは全4回接種(生後6カ月～7歳半未満で3回、9歳～13歳未満で1回)で完了となります。本市では標準的な接種年齢(3歳)に到達後、個別通知しております。

なお、接種動向差し控えの影響で、接種ができなかった方には特例措置があります。

平成14年4月2日～平成19年4月1日生まれの方(20歳になる誕生日の前日まで)、平成21年4月2日～平成21年10月1日生まれ(13歳になる誕生日の前日まで)でお済みでない方も無料接種可能です。対象者の一部には個別通知しております。母子健康手帳をご確認の上、特に年齢の上限が近づいている方は、お早めに接種をお願いいたします。

ハッピースマイル

佐々木 彩菜ちゃん
(令和3年9月22日生)

佐々木 大輔・友梨さんの次女(本城地区)

愛嬌がありよく声を上げて笑います。リリしいまゆげがかわいい彩菜ちゃん。最近はずりばいができるようになり、お姉ちゃんと仲良く遊んでいます。食欲も旺盛でイチゴとバナナをよく食べています。思いやりのある優しい子に育ってね。



子ども医療費助成制度について

問／福祉事務所子ども政策係 ☎72-1123 (内線507)

助成資格対象者

串間市内に住所があり、健康保険に加入している0歳～中学生

※転出の際は、子ども医療費受給資格証を返還する必要があります。

助成内容

対 象	自己負担額	
	通院	入院
0歳から中学校卒業まで (中学校を卒業する年の3月31日まで)	0円	

※食事代、ベッド差額代、保険外診療などは除きます。

注意

県内の医療機関を受診する場合	県外の医療機関を受診する場合
健康保険証と一緒に子ども医療費受給資格証を提示してください。 自己負担金は発生しません。	子ども医療費受給資格証は提示せず、 自己負担分をお支払いください。 後日払い戻しとなります。

●払い戻し申請の方法

次の①～③を福祉事務所子ども政策係までご持参ください。

- ①領収書または証明書
- ②子ども医療費受給資格証
- ③子どもの健康保険証

インターネット申請はこちらから



※注意

- ★払い戻し申請は1年以内に行ってください。1年を過ぎると払い戻しはできません。
- ★同じ医療機関ごとに1カ月分まとめて申請してください。後から支払い済み月分の払い戻しは原則行っていません。

注意 学校でけがをした場合

子ども医療費の助成対象外となります。子ども医療費受給資格証は提示せず、自己負担分をお支払いください。後日学校を通して手続きを行い、給付金を受け取ってください。

※誤って子ども医療費助成を利用した場合、返還金が発生します。

医療費受給資格証の申請に必要な物(出生・転入時)

- ①子どもの健康保険証
- ②保護者名義の通帳
- ③保護者のマイナンバーカード

※氏名、住所、健康保険証が変わったときには変更届の提出が必要です!! 変更手続きがお済みでないで使用できない場合もあります。お手続き忘れのないようにお願いします。



インターネットでの変更届はこちらから



医療機関への適正受診にご理解とご協力をお願いします。

- ・救急の場合を除き、平日の診療時間内に受診しましょう。
- ・同じ病気で複数の医療機関を受診する「はしご受診」は控えましょう。
- ・普段の健康管理をしてくれる「かかりつけ医」をもちましょう。
- ・お薬手帳を活用しましょう。
- ・「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」を活用しましょう。